

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長より提出されました第 138 号議案及び第 139 号の人事案件を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案について審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1. 第 105 号議案 武雄市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例から日程第 9. 第 135 号議案 武雄市新体育館建設機械設備工事請負契約の締結についてまでの 9 件を一括議題といたします。

以上の 9 議案は総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 105 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 105 号議案 武雄市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法の廃止及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、基金の名称等を変更するとともに旧法の規定を引用している条文を整理するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 106 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 106 号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例について、その一部を改正するもので、附則を附則第1項とし、同項の見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に「準備行為」を加えるものとの説明を受けました。

武雄市民球場の供用開始前の準備行為に関する規定を定めることによって、市民の皆様にも供用開始の日から支障なく武雄市民球場を利用いただくためのものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第112号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第112号議案 武雄市過疎地域持続的発展計画についてについて、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法の廃止及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、新たに計画を策定するものであり、前計画と同様、財政支援措置など過疎地域対策を最大限に幅広く活用することを念頭に計画を作成したとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第116号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 116 号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についてについて、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法及び武雄市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の定めるところにより、法人その他の団体を公募するものとしているが、令和 4 年 3 月 31 日までに指定管理期間の終了となる武雄市体育施設については、条例第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、指定管理者候補者について非公募での選定を行い、相手方を一般社団法人武雄市体育協会とするとの説明を受けました。

指定期間については、翌年度に新体育館の供用開始を控えているため、総合的な判断を行い、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間とするとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 117 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 117 号議案 武雄市民球場の指定管理者の指定についてについて、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方自治法及び本市条例の定めるところにより、条例第 2 条に基づき、公募により指定管理者候補者を選定、相手方を法人 5 社からなる共同企業体 TAKEO SPORTS COMMISSION とし、指定期間を令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間としているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成少数で原案否決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／この契約が1年になっている理由とか、大体、執行部のほうは、全体集まっとなほう効率がいいというのに、分離してある理由、そういうものについての説明があったかお聞きします。

議長／上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／1年間というところは、新しい球場、体育館ということで、オープンが異なることも考えて、今回については、今後、施設全体一括であるべきかを、体育館等もオープンする中で、どのような方向性がいいかというところで協議をして、今回は1年としたという説明があったはずでございます。

分離した理由とかという協議は、とくにあってなかったかと思えます。

議長／ほかにございませんか。

3番 猪村議員

猪村議員／9月議会において、第90号議案の中で、白岩球場跡地に新しい体育館を整備しますということで、総事業費19億4,344万7,000円。

すみません、質問です。

そうやって予算が出ているわけです。

その後、総務の常任委員会、議長も総務に入っておられるわけございまして、その後、こうやって9月議会でも出てきているわけですが、協議を委員会としてされたのかどうかをお尋ねいたします。

議長／上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／今の報告をしているのは、117号の市民球場の指定管理者の指定についてございまして、何をお伺いされたいのかがちょっと、趣旨が私、すみません、理解できておりません。

猪村議員／すみません、9月議会の後に協議をされたかどうかということを知りたかったのですが、後ほど質問させていただきます。

訂正いたします。

議長／18番 牟田議員

牟田議員／ちょっと何点かお伺いさせてください。

先ほど委員長の説明では、共同企業体という言葉を使われました。

この4つは共同企業体で、法人とか何か株を出し、お金を出し合っただけでつくった法人ではないということでしょうか。

これが説明はあったんでしょうか。

これが1点目。

多分、指定管理者要項の中には、法人、財団法人とか社団法人、法人もしくは地縁団体、そして、その他というような項目があると思うので、その他に当たるのかどうかという説明があったのか。

2点目が、もし、そうなった場合に、例えば任意の会社が適当に集まって、こういうふうな指定管理者を出したときに、金額が一番安いとか何とかになると、そっちのほうになってしまうんですね。

そういうふうな、例えば大きな事故が起きたときの責任をどこが取るのか。

法人だったらその法人が取る、地縁だったら地縁団体が取るということになりますけれども、共同企業体だとその辺の責任が曖昧になってしまいますので、その辺の説明があったかどうか、以上2点をお伺いしたいと思います。

議長／上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／共同企業体のところでは、今回の指定管理者制度に基づく企業体を認めているというところで、今回の出資比率について、公共事業等のように明確には定めていないが、募集要項の中で、代表団体が構成員の最大でなければならないというような規定をしているということで、共同企業体で、また、県のサンライズパーク等々の事例を比較し、このような今回の共同企業体での指定管理を受けるということで説明があったかと把握しております。

もういっちょは何やったですかね。

何かあったところの責任問題についてという協議は、特に委員会の中で協議はしておりません。

議長／質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 120 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 120 号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてについて、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、今回、新たに多久・小城医療組合ができ、この組合が佐賀県市町総合事務組合に加入し、公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加することに伴う規約の変更。

また、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合が退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加することに伴う組合規約の変更との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 133 号議案から第 135 号議案までの以上 3 議案に対する一括報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 133 号議案 武雄市新体育館建設（建築主体）工事請負契約の締結についてから第 135 号議案 武雄市新体育館建設（機械設備）工事請負契約の締結についてまでの 3 議案について審査の経過と結果を申し上げます。

第 133 号議案 武雄市新体育館建設（建築主体）工事は、建設共同企業体による公募型指名競争とし、参加資格の申請を行った企業体を指名し、11 月 25 日に入札を行い、五光・松尾一建・本山建設共同企業体が、消費税を含め 13 億 9,183 万円で落札され、12 月 1 日付で仮契約を締結したもので、工期は、議決の日の翌日から令和 5 年 3 月 15 日まで。

整備内容については、鉄筋コンクリート造で、メインアリーナ、サブアリーナ、事務所棟と分かれており、建物の延床面積は合計 3,839.9 平米となるとの説明を受けました。

第 134 号議案 武雄市新体育館建設（電気設備）工事は、建設共同企業体による公募型指名競争とし、参加資格の申請を行った企業体を指名し、11 月 25 日に入札を行い、九電工・正宝電気建設共同企業体が、消費税を含め 2 億 4,090 万円で落札され、12 月 1 日付で仮契約を締結したものの。

工期は、議決の日の翌日から令和 5 年 3 月 15 日までとなるとの説明を受けました。

第 135 号議案 武雄市新体育館建設（機械設備）工事は、建設共同企業体による公募型指名競争とし、参加資格の申請を行った企業体を指名し、11 月 25 日に入札を行い、九電工・橋口管工社建設共同企業体が、消費税を含め 2 億 7,269 万円で落札され、12 月 1 日付で仮契約を締結したものの。

工期は、議決の日の翌日から令和 5 年 3 月 15 日までとの説明を受けました。

また、委員から、芝生の維持管理について、今後どれだけ費用がかかるのかという意見も出されたところです。

審査の結果、本議案は賛成少数で原案否決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

14 番 宮本議員

宮本議員／この基本計画というのは、配置計画を出さずにパブリックコメントを取られているわけなんですけれども、それで今回見て、私たちがびっくりしているんですけれども。大事な配置計画とか位置図をここまで示さなかった何か理由というか、そういうことを、そこで説明されたかどうかをお尋ねします。

議長／上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／執行部からは、説明が不足していたというような謝罪はありました。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／委員のほうには\*\*\*説明がなかったんですけども、そのスポーツ団体というんですかね、そういう方には説明をしたのかですね、その辺の議会以外での説明をしたのかどうか、そういう説明があったかどうかお聞きします。

議長／上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／一応、時系列でずっと話が、委員のほうには説明がありましたけど、それについての質疑等々は特にありませんでしたと。

議長／ほかにございませんね。

14 番 宮本議員

宮本議員／ちょっと設計的にもいろいろあるんですけども、その変更とか何とかについての議論というか、そういうのはありましたか。

議長／上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／その部分については、説明不足の部分もあるため、再度、説明を行いながら、意見を聞きながら、修正できるのであれば修正していきたいというふうな答弁はいただいたところでございます。

議長／ほかにございませんか。

3 番 猪村議員

猪村議員／先ほどは失礼しました。

9月議会の第90号議案に、新体育館建設工事費として3億8,433万7,000円が出ていたわけですね。

説明として、白岩球場跡地に新しい体育館を整備します。

総事業費19億4,344万7,000円。

国庫地方債、一般財源とありました。

こういった9月議会にも出ているわけですし、総務の常任委員会は議長も入っておられます。委員長、副委員長で、閉会中の審査、また、事務所管整理などで、委員会を当然開くべきだというふうに思うところではございますが、委員会を開かれたかどうかというのを確認をさせていただきます。

議長／上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／委員会は開催しておりません。



議長／3番 猪村議員

猪村議員／7月21日に、インターネットで、新体育館のパース図が出ておりました。当然、総務の常任委員会でいろいろ議論をされているということを期待しておりましたけれども、委員会がないということでございましたけれども。

先ほど、宮本議員もデザイン性のことをおっしゃいましたけれども、駅舎も市民に3案の投げかけがありました。

100年の耐久とは言いませんけれども、やはり大きな建設ですので、全員協議会を開くなり、議員の皆さんにお知らせをするべきではなかったかというふうに思って、非常に残念でございます。

ぜひ、デザインを検討させていただきたいという思いもございますので、ぜひとも今後、全員協議会を開いてデザインの改定、もう一回、説明をし直すというような議論は委員会では、話が出なかったでしょうか。

議長／上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／すみません、改めて\*\*\*質問の趣旨が委員会で何を委員長報告として求められているのかが、ちょっとすみません、理解できませんでした。ごめんなさい。

議長／3番 猪村議員

猪村議員／これだけの建設をされるわけでありまして、委員会でもっともんでおく、委員の皆様と協議をしていくということが、委員の中から出たのか、そして、デザインをもう一回、検討し直してほしいというようなことが議論されたかどうかのお尋ねです。

議長／上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／委員のほうからは、それぞれ様々な御意見を出していただきまして、先ほども申し上げましたように、今後、説明不足のところもあるので、そこも踏まえて再度説明を行い、意見を聞きながら、修正できるところがあれば修正していきたいというようなことで答弁をいただいたところでございます。

議長／もう4回目ですから、駄目です。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 105 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 105 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 105 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 106 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 106 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 106 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 112 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 112 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 112 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

〔川原議員退席〕

次に、第 116 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 116 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 116 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

〔川原議員戻席〕

次に、第 117 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

12 番 池田議員

議長／委員会で否決された分については、賛成者から先に出ると。  
いいですか。

池田議員／おはようございます。

第 117 号議案 武雄市民球場の指定管理者の指定について、原案に対し賛成の立場で討論をいたします。

武雄市民球場指定管理者募集要項にのって（？）、今回の指定管理者の募集は、武雄市の公の施設の指定の手續等に関する条例及び武雄市体育施設設置条例に基づき募集をされました。募集要項については、令和 3 年 7 月 8 日に公開をされ、我々のタブレットのほうにも御案内があっております。

そこにおきまして、選定について、方式、そして審査、そして通知の方法、そして期間等、様々なこと記載されております。

そして、指定管理者が行う管理の基準から、経費の削減等、様々なことが書いてあります。そして、応募に関する事項におきましては、球場の管理運営ができる法人、その他の団体ということで、任意の団体も可ということで、5 社からなる任意の団体として、法人の共同企業体としての応募をされております。

単一の法人や団体ではできないこと、要件に沿うようにしっかりと考慮され、そして、お互いの、各社の実績、そして、経験を補うために、5 社での新たな取組として応募をされております。

その結果、評価を、実績と経験も踏まえたところで評価をなされたところであります。

そして、新たな、今後、新たな管理運営に向けて、新しい球場を武雄の財産としてしっかり管理、運営していく。

そして、この武雄市が新たな魅力を発するのためのこの指定管理者の選定であったと聞き及んでおります。

そして、責任においても、代表企業体が負うということも説明を受けました。

この、今までにない新たな運営を目指される指定管理者のこの選定に当たって、議員各位の、新たな武雄市に向けての御賛同をぜひお願い申し上げて、賛成の討論とさせていただきます。どうか議員の皆様、よろしくお願いたします。

議長／討論ございませんか。

6 番 吉原議員

〔松尾陽輔議員、石橋議員退席〕

吉原議員／おはようございます。

第 117 号議案 武雄市民球場の指定管理者の指定について、原案に対し反対の立場で討論を行います。

まず、1つ目に、今回の武雄市民球場の指定管理者選定は、公募型プロポーザル方式で選定が行われております。

いまだ全容解明、解決に至っていないふるさと納税の返礼品遅延問題を起こした業務委託先も、公募型プロポーザル方式で選定がなされており、今議会の一般質問においても公募型プロポーザル方式の在り方について、透明性に欠けており、疑問の声が出ているところです。一般質問の答弁や総務常任委員会での答弁でも、プロポーザル方式の在り方について、外部の有識者を入れたり、透明性のあるプロポーザル方式になるよう早急に取り組みたいと述べられております。

武雄市民球場の指定管理者選定においても、透明性が確保されたプロポーザル方式において選定すべきであると思います。

2つ目に、令和4年7月供用開始予定であるにもかかわらず、令和4年4月から1年間の指定管理業務となっており、消費税を含む指定管理料は1,747万9,000円です。

供用開始の準備などあるとは思いますが、市民の皆さんが利用できるようになる7月からでは、わずか9か月間の指定管理ということになります。

その後、新体育館が完成した後は、また指定管理者の選定を行うという計画のようです。

新体育館完成後に指定管理者の選定をするのであれば、それまでの期間、管理運営をスポーツ課を中心として市で行えるのではないかと思います。

必要あれば、臨時の職員を雇用するなどして、新しくできた武雄市民球場の特性、性質などを、まずはしっかり市で把握した上で、新体育館完成後、指定管理者の選定において業者を決めるのが望ましいのではないかと思います。

そして、指定管理者に選定された相手方は、任意の団体5社で構成するもので、武雄市の指定管理業務ではこれまで見られなかった形だと思います。

透明性に欠けているプロポーザル方式選定に加え、5社にも及ぶ任意の団体による指定管理には不安を抱くところです。

以上のことにより、第 117 号議案 武雄市民球場の指定管理者の指定について、反対の立場で討論をさせていただきました。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 117 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決であります。

よって、総務常任委員長の報告についての採決ではなく、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数であります。

よって、第 117 号議案は否決されました。

〔松尾陽輔議員、石橋議員戻席〕

次に、第 120 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 120 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします

本案は、員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 120 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 133 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

12 番 池田議員

池田議員／第 133 号議案 武雄市新体育館建設（建築主体）工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案におきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に基づき、議会の議決について提出をされているものであります。

そして、委員長報告にもありました、執行部におかれましても、若干の説明不足があったということは申されました。

そして、我々、委員長、副委員長においても、しっかりと情報の共有、そして、委員会での説明を求め、進行状況、進捗状況を促す立場であったという観点から申し上げて、我々も至らなかった点があったと思いますが、この133号議案については、新体育館の建設、これに当たっての議案であり、今後、防災の観点からも、必要な事項があれば、外構については市民の意見を聞き、市民の代表である議会の皆様の意見も聞きながら、変更できる点には、できる範囲のことをやっていきたいという説明も受け、そして、今回、この建設に当たりましては、公共施設等適正管理推進事業債、そして、社会資本整備総合交付金などの期限付の起債、そして、補助金、これも活用されながら、市民の負担をなるべく少なくしながら、よりよい福祉の維持向上を目指してこの新体育館建設が進められてきたところであります。この点におきまして、有利な起債等を活用しながら、しっかりとこの新体育館建設を前に進めていくこと、そして、福祉の維持向上をいち早く実現するためにも、議員皆様の御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

議員の皆様の御賛同を求め、賛成の討論とさせていただきます。

議長／\*\*\*、ちょっと待つて。

本会議中に、中でうろうろしたらいかん。

話をするとすれば、出てから話をしてくださいよ。

そこで話したら駄目と言いようでしょうが。

／\*\*\*。

議長／続けます。

5番 江口議員

江口議員／おはようございます。

第133号議案 武雄市新体育館建設（建築主体）工事請負契約の締結についてから第134号議案 武雄市新体育館（電気設備）及び第135号議案、機械設備の各工事請負契約の締結について、関連する3議案について反対の立場から討論をいたします。

議長／1個ずつって言うとうたのに。

江口議員／失礼しました。

それでは、改めまして、第 133 号議案 武雄市新体育館建設（建築主体）工事請負契約の締結について、こちらについて反対の立場から討論いたします。

9月に建設の予算案が出されてから、それ以降、議会及び委員会に対して何の説明もなく、12月の補正予算でいきなり設計案が出されており、途中で計画について議論する十分な時間が与えられておりません。

合計で19億円を超える大工事が、十分に議論されることなく進められようとしています。体育館の裏側には、前球場のスコアボードが残されていたり、障害者用の駐車場所がエントランス、入り口の反対側にあったり、駐車場全体の駐車台数が足りてないなど、まだまだ煮詰めていく必要があると判断をいたしました。

体育館本体には問題ないと思いますが、建築主体工事の中に、駐車場などの外構部分含まれていることを考えると、このままではとても受け入れられる内容ではございません。

以上をもって反対の立場での討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／ほかにございませんか。

14番 宮本議員

されんことはなかったです。

賛成\*\*\*という可能性もある。

宮本議員／特に外構というか、外構がらみの庭園というですかね、エントランス整備ということの問題もあります。

私が特に、本体で問題があると思うのは、ロビーの真ん中がほぼ空間になっているんですね。

結局、私たち視察に、三重県のほうに行きましたけれども、試合をしないチームが5チームとかロビーにずっと分かれて（？）おるわけですね、監督と一緒にですね。

この真ん中が空いていれば、試合を待つ人は外で待つかんといかんという格好になっておるわけですね。

だから、そういうのも含めて、また、事務所が離れているから、また靴を履き替えて事務所にいかんといかんと。

それで、体育館で倒れとったら、いや、気づかんやったと。

この外構も問題ですけども、本体自体にも大きな問題があるということで、反対の意見といたします。

議長／ほかにございませんか。



討論をとどめます。

これより第 133 号議案を採決いたします。

〔川原議員退席〕

本案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、原案のとおり可決されました。

〔川原議員戻席〕

次に、第 134 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

12 番 池田議員

池田議員／第 134 号議案 武雄市新体育館建設（電気設備）工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、第 133 号議案、建築主体工事請負契約については、皆様の御理解で多数の賛成をいただきました。

そして、建築主体の工事請負契約が可決されたということは、これに附随する、この電気設備工事、これだけ行わないということはできないと思います。

そして、各議案とも、債務負担行為においては予算の段階で認められており、この建築主体工事、そして、各、今回のこの電気設備工事においても、何ら反対されるべき理由はないと思ひ、賛成の討論とさせていただきます。

どうか、議員皆様の御賛同よろしくお願いいたします。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／大体、我々はこの建築の契約を反対したいわけじゃないんですよ。

市民に一言も意見が言えずに 20 億が決まるということに反対しているんですよ。

その方法はという方法があるかという、この契約を一時延ばして、1 週間でも 3 日でも、市民と話す、意見を聴取する、その時間がほしいので、この案件を反対して時間をつくらう

としているわけなんですよ。

以上のこと（？）を言いまして、反対の討論をいたします。

議長／ほかにございませんか。

討論をとどめます。

これより第 134 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、134 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 135 号議案に対する討論を求めます。

12 番 池田議員

池田議員／第 135 号議案 武雄市新体育館建設（機械設備）工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案におきましても、先ほど御賛同いただきました 133 号議案、134 号議案と同じく、この機械設備のみやらないということは、この新体育館が前に進まないという観点から見ても、ぜひ皆様の御賛同をいただきたいということと、本議案は、先ほど申されました工事の契約に関する議案であります。

執行部のほうからの説明でも、市民の皆様の声を聞く、そして、市民の代表である議員の皆様の声を聞くという答弁もいただいております。

しっかりと声を聞いていく場はつくっていくということも申されております。

全ての面を考慮して、この 135 号議案、これに、議員各位、皆様の御賛同をお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長／討論ございませんか。

5 番 江口議員

江口議員／第 135 号議案 武雄市新体育館建設（機械設備）工事請負契約の締結について、反対の立場から討論いたします。

先ほども申しましたとおり、9月に建設の予算案が出されてから12月に至るまで、途中、何の説明もなく進められております。

この進め方に大きな問題があると私は思います。

よって、以上をもって反対の立場での討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／さっきと同じ答弁ですか。

さっきと同じ討論やったら、もうそのままで終わってもいいですよ。

14 番 宮本議員

宮本議員／これから意見を聞いて、変えていく。

じゃあ、契約をしてから変える、これはもうあしたから工事始まるわけなんですよ。

変えたら、賠償取られるですよ。

そこも考えてされているのかですね。

契約前だったらいいでしょうけども、契約した後に変更したら、賠償取られるですよ。

だから、そういうのを含めて反対いたします。

議長／ほかにございませんか。

12 番 池田議員

池田議員／議長にお願いします。

通常の討論の場合、反対討論が立って、賛成討論が立つ。

そして、反対討論が立って、賛成討論が立つわけですよ。

反対、賛成、反対で終わる場合があります。

反対、賛成、賛成という討論があるのか、ないのか。

今の場合、否決に対する討論だったので、逆だったと思うんですよ。

小数のほうからいって、反対、賛成。

賛成があって反対じゃないのかなど。

この進め方について精査をお願いいたします。

議長／今の池田議員の議事進行について、今までの議会の中で、賛成あって、反対、反対というのも事実あっておりますし、反対、賛成、賛成というのもあっております。

そういう中で、それを参考にさせていただきました。

以上でよろしいでしょうか。

これより第 135 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、第 135 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 10. 第 107 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第 14. 第 136 号議案 朝日公民館建設建築主体工事請負契約の一部変更についてまでの 5 件を一括議題といたします。

以上の 5 議案は福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 107 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、条例の改正を行うもので、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者及び職員が書面で行うこととされている記録、作成、保存等について電磁的記録により行うことができるようにするもので、施行日は公布の日であるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 108 号議案に対する報告を求めます。

松尾福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 108 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い条例の改正を行うもので、保育所等の事業者の業務負担軽減を図る観点から、当該事業者等が書面等により行うこととされている記録、作成、保存等について電磁的記録によっても行える旨、また、保育所等を利用する保護者の利便性の向上や保育所等の業務負担軽減の観点から、保護者等への書面等の交付または提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合は、当該書面等の交付または提出に代えて（?）、保護者の承諾を得て、電磁的方法によっても行える旨の規定を追加するもので、施行日は公布の日であると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第 109 号議案に対する報告を求めます。

松尾福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 109 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額について改定を行うもので、現在 42 万円支給されている出産育児一時金に含まれる「産科医療補償制度」の掛金相当分の加算額が、補償対象基準の見直しに合わせて 4,000 円引き下げられることから、出産育児一時金の本来分の額を 4,000 円増額し、現行の支給総額 42 万円を維持するものであり、施行日は令和 4 年 1 月 1 日であると説明を受けました。

なお、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 123 号議案に対する報告を求めます。

松尾福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 123 号議案 令和 3 年度武雄市  
国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 59 万円を追加し、総額 60 億 5,780 万 7,000 円とする  
もので、職員の異動等による年度末までの人件費について所要額の変更が見込まれるため  
職員の給与、職員手当、共済費の補正を行うものであるとの説明を受けました。

本件、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 136 号議案に対する報告を求めます。

松尾福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 136 号議案 朝日公民館建設  
（建築主体）工事請負契約の一部変更についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に  
より議会の議決を求めるもので、ウッドショックによる木材高騰や 8 月豪雨による影響で工  
期を短縮するための基礎工事の工法変更などに伴い、「1,004 万 8,500 円」を増額するもので、

変更後の契約金額は2億2,619万8,500円であるとの説明を受けたところでございます。

しかしながら、11月30日に先議された第128号議案との関連で、今回の変更請負契約が1,004万8,500円について十分な説明がなく、本会議でも質疑されたことから、再度、委員会でも質疑したところ、変更に伴う工事請負契約の内容について精査を行いました。

本議案の一部変更については、工法等の変更に伴う契約内容に変更が生じたことなど、初めて説明を受けた事項も多く、委員からは、「この案件に限らず、事前に議会へ説明責任をしっかりと果たすこと」など厳しい意見も出され、委員会として、今後このようなことがないように厳しく指摘を行ったところでございます。

以上、本件審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第107号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第107号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第107号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 108 号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。  
これより第 108 号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。  
よって、第 108 号議案は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第 109 号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。  
これより第 109 号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。  
よって、第 109 号議案は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第 123 号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

(「賛成」の声)



討論をとどめます。

これより第 123 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 123 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 136 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 136 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 136 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15. 第 110 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から日程第 24. 第 125 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算第 4 回までの 10 件を一括議題といたします。

以上の 10 議案は産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 110 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／皆さんおはようございます。

本委員会に付託されました第 110 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

平成 28 年の改定以降、原油・人件費・収集車の調達費用が高騰している中、収集業者の事業を継続させ公衆衛生の維持を図るために増額の改定を行うものと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 111 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 111 号議案 武雄市衛生処理センター設置条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

杵東地区衛生処理場組合を脱退し、令和 4 年 4 月 1 日から北方町のし尿及び浄化槽汚泥の処理を武雄市衛生処理センターで行うことに伴い、第 3 条について、第 1 項本文中の「北方町の区域を除く。」の文言を削除いたしまして、処理の区域を市全域に改めるものと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 113 号議案から第 115 号議案までの以上 3 議案に対する一括報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 113 号議案 新武雄工業団地造成（1 工区）工事請負契約の一部変更についてから第 115 号議案 新武雄工業団地造成（3 工区）工事請負契約の一部変更についてまでの 3 議案について、審査の経過と結果を申し上げます。

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条に基づき議会の議決を求められたものです。

いずれも、工期の延長をお願いするもので、雑木・枝葉等の処分量が当初見込みより多かったことから、伐採、運搬及び処分に不測の日数を要したこと。

また、令和 3 年 8 月 11 日からの大雨により施工箇所が被災するなど、復旧に不測の日数を要したことが延長の理由でした。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第 118 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 118 号議案 武雄市乳待坊公園の指定管理者の指定についての審査の経過と結果を申し上げます。

武雄市乳待坊公園について指定管理者を公募型のプロポーザル方式により選定され、「株式会社ヒューテック」を指定管理者として指定するものでした。

「指定の期間」は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第 119 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 119 号議案 損害賠償の額を定めることについての審査の経過と結果を申し上げます。

令和 3 年 8 月 11 日からの大雨により、新武雄工業団地造成（3 工区）工事請負契約の工事目的物及び工事材料に損害が生じたことから、工事請負契約書第 31 条の規定に基づき補償金を支払うものと説明がありました。

本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第 121 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 121 号議案 杵東地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更についての審査の経過と結果を申し上げます。

武雄市が杵東地区衛生処理場組合から脱退すること、同組合が共同処理する事務を変更すること等に伴い、組合同規約を変更されることについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第 124 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 124 号議案 令和 3 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 14 億 5,499 万 1,000 円を増額するものでした。

主なものとして、歳入の車券発売金において、GⅢ及びFⅠについては実績を基に減額されていますが、FⅡについてはミッドナイト競輪、モーニング競輪の売り上げが好調なことから増額されており、これに伴い関連経費の支出も増額するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第 125 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 125 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 4 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、施設の更新事業を進めていく中で、不具合発生の緊急対応が必要となり、翌年度以降に予定していた工事を前倒しで実施するため、1 款 1 項 1 目 28 節のうち、3,199 万 2,000 円を、同項 3 目 28 節へ予算の付け替えを行うものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

\* 休憩中 \*

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 110 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 110 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 110 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 111 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 111 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 111 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 113 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 113 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 113 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 114 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 114 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 114 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 115 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 115 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 115 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 118 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 118 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 118 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 119 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。



〔賛成〕の声

討論をとどめます。

これより第 119 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

御異議なしと認めます。

よって、第 119 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 121 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔賛成〕の声

討論をとどめます。

これより第 121 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

御異議なしと認めます。

よって、第 121 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 124 号議案に対する討論を開始いたします。

討論ございませんね。

〔賛成〕の声

討論をとどめます。

これより第 124 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 124 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 125 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 125 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 125 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 25. 第 122 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算 (第 9 回) 及び日程第 26. 第 137 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算 (第 10 回) を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 122 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 122 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算 (第 9 回) について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、職員の人件費について異動等による年度末までの所要額の見込みに伴う、

報酬、給料、職員手当、共済費等の補正をお願いするもので、増額の主な要因は、8月の大雨による災害や新型コロナウイルスなどの対応による時間外勤務手当の増加によるものとの説明を受けました。

2款1項5目、情報化推進費、12節、委託料「システム設計構築委託料72万9,000円」は、県内全市町で運営しているセキュリティシステムを更新するに伴い、本市所有の情報システム設定を変更する必要があるためのもとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第137号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第137号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算(第10回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとしては、2款2項1目、企画総務費、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した武雄市若者エール給付金7,870万円」は、19歳から22歳の市民又は市民の扶養に入っている方で、国の緊急給付金対象外の方に、生活、自立支援や定住・Uターンを促すことを目的に、一人当たり5万円の給付金を交付するものとの説明を受けました。

10款6項1目、保健体育総務費、18節、負担金補助及び交付金の「武雄市体育協会事業補助金191万8,000円」は、新型コロナウイルス感染症の影響で、スポーツ活動が制限されてきており、今後も続くウィズコロナ、アフターコロナに向けて、市民が心身共に健康であるための取組、誰もが参加できるスポーツの機会を増やすことを目的として、補助金を増額するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／武雄市若者エール給付金のことです。

詳細のことは説明はなかったのですが、ちょっと分からないところがあって、何でその5万円にしたのかですね。

そして、19歳、22歳の基準日はいつなのか。

それと、市民の扶養ですけれども、経済的に収入がない人は、税控除もできんから、最初から扶養に入れていないということもあると思います。

それと、本人に送ると言われても、扶養されている本人に送っても、現住所にいないこともあるという、ちゃんと届く、届いて、28日までに返信ができるかという、そういうことも疑問に思うんですけども、ここの内容について、ちゃんと対象者にきちんと送れるかということについて議論があったか、説明があったかお聞きします。

議長／上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／先ほど質疑が出ました部分については、質疑は出ておりません。

議長／質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第122号議案に対する報告を求めたいと思います。

松尾福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第122号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算（第9回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3款1項1目．社会福祉総務費の18節．負担金補助及び交付金の1,350万円及び4款1項1目．保健衛生総務費の18節．負担金補助及び交付金の3,400万円は、9月定例会で予算化された「水に強い住まい改修支援事業」と同じように「水に強い医療・福祉施設再建等事業補助金」として、8月豪雨災害による浸水で被災した医療、福祉、保育施設等の建物修理や機械設備等の修繕・購入経費や、建物のかさ上げ、市内移転等の工事費の一部を助成するものとの説明を受けました。

4款1項2目．予防費では、新型コロナワクチンの追加接種について、1回、2回目の接種を継続しながら、3回目接種を行うための費用、1億9,434万6,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員からは、水に強い医療・福祉施設再建等事業補助金の見込み件数などの質問があり、医

療福祉関係で施設被害件数は 17 施設あるとの報告を受けました。

以上、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 137 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 137 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、10 款 1 項 3 目、学校教育総務費の 955 万 9,000 円は、各学校で使用している電子黒板のうち、プロジェクター型 20 台を液晶型に更新するものとの説明を受けました。また、指定避難所である市内小・中学校及び公民館の換気対策のため網戸の設置、張替えを行うため、10 款 3 項小学校費、4 項中学校費、5 項社会教育費に合計 261 万 6,000 円を計上しており、財源はいずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であるとの説明を受けました。

本件審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／第 137 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 122 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 122 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、歳出 8 款 3 項 1 目．河川維持費では大雨時の六角川流域の内水氾濫メカニズムの分析や「ため池」の流域面積などの基礎調査を行うため 2,000 万円が計上されていました。

このほか、6 款 1 項 3 目．農業振興費では、令和 3 年 8 月豪雨により被害を受けた園芸農家の営農再開に要する経費に対する助成、また農機具・施設の買い替え・修理及び、撤去が必要となった施設の復旧・撤去に要する経費に対する助成を行うための費用及び災害関連の費用などが計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第 137 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 137 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業」を活用し、乳待坊公園利用者の利便性の向上、市内観光施設の利用客分散によるコロナ感染症予防対策として、「乳待坊公園いこいの広場」にインターネット環境を整備するため 167 万 2,000 円が計上されました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

ここで、第 122 号議案及び第 137 号議案の各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 122 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 122 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 122 号議案は、各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 137 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 137 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 137 号議案は、各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 27. 第 138 号議案 武雄市長及び副市長の給与の特例に関する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 138 号議案 武雄市長及び副市長の給料の特例に関する条例について、御説明申し上げます。

まず初めに、このたびのふるさと納税に関する件につきまして、寄附者の皆様、市民の皆様、そして議会の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけしたことにつきまして、改めておわび申し上げます。

現在、寄附者の皆様へ返礼品の発送など、誠心誠意、全力で行っております。

また、今後このようなことが二度と起きないように、返礼品選定や発送状況の管理を徹底、モニタリング制度の導入、ふるさと納税の業務体制の再構築など、再発防止に向けて早急に取り組んでいく所存です。

この件における責任については私にありますので、私の給料月額を令和 4 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月間、10%減額するものであります。

また、副市長についても同様に、給料月額を令和 4 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月間、10%減額するものであります。

信頼の回復に全力で取り組んでまいります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 138 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

2 番 豊村議員

豊村議員／市長から先ほど再発防止策、再発防止に取り組むとありましたが、私も責任ということとは必要ということを一般質問でも述べました。

そして、同様に一般質問で述べたのが、繰り返しにならないように、今回の問題点をやはり整理して、再発防止策をまとめること、このことが大事であるというふうに言いました。

やはり、そして、再発防止策についても整理していくことで、責任の所在というのが明確に見えてくると思います。

そこをきちんとしておかないと、責任の所在も何かあやふやになってしまうんじゃないかな



というふうに思います。

整理されたものを、やはり議会として説明をしていただく場、そういった場も必要と思います。

今回、急にこういった形で議案として提案されまして、また、今回の議事日程には、委員会付託の省略というふうなことがあります。

やはりそうではなく、議会に対しても再発防止策、そして責任について整理したことを説明する場が必要と思います。

そこで質問なんですけれども、先ほど言いました再発防止策について、いつ、誰が、どのように整理をされたのか、この点について質問をしておきます。

今回、このことをきちんとしておかないと、この処分で終わりにになってしまうんじゃないかという、そういったことを懸念してしまいます。

答弁をお願いします。

議長／小松市長

小松市長／今議会でも一般質問を通じて、また、これまでの全員協議会を通じて、様々な御指摘、御意見をいただけてきました。

その中で、先ほど申し上げました点、再発防止策についても、今回、一般質問でも、私からも、あるいは部長からも対応について答弁をさせていただいたところであります。

ここについては、再発防止策、今出たは、整理はしつつありますので、ここについては議会の皆様にもお示しをしていきたいというふうに思っております。

そういう中で、今回、このタイミングで出したという話もございましたけれども、これまで寄附者の皆様への対応をとにかく最優先として取り組んでまいりました。

そういう中で、今月末に寄附者の方への発送に、おおむね発送が完了すると、そういう時期でもありますので、その時点で今回の議案を出すのが適当であろうと考えたところであります。

ただ、これで私は全く責任を取ったというつもりは、これでもう終わりというつもりは全くございません。

ここについては、寄附者の皆様に対して、引き続き誠心誠意対応していく、そしてまさに再発防止策、ここについてはしっかりと整理した上で、お示しもしていくというところは、これは私の使命であるというふうに考えております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

20番 江原議員

江原議員／私はこの議案が、今日の朝になって急遽提案された、ちょっと異常です。

これが1点。

もちろん、2万8,000件にも及ぶ返礼品の遅延問題は、紛れもなく全国問題です。

もとい、全国問題ではなくて、全国的に、本当に問われている武雄市のふるさと納税の委託業務問題です。

私は、まだ返礼品、議会に説明されているのは、約7,000件、めどが立ってないということだったわけですよ。

今、市長は、何か12月にめどがつくという答弁されておりますけど、議会、私には、私の記憶しているのは、まだ200件ほど連絡取れない。

あるいは、応じない、応じられないと。

まして、今日の新聞にもありました、埼玉県の納税者の訴訟問題が報道されておりました。市は棄却を求めておられます。

こういう問題がまだ終了してないのに、この提案というのは、全て終了してから責任問題について問うというのが前提ではないかなと思いますので、この案件については取り下げてほしいというふうに思います。

それと、この間、私、事務決裁規程に基づいて、明らかに担当部長が、この事務決裁規程に違反しているというのは、副市長自身も執行部も認められました。

また、担当部長、関係した職員、認められました。

そうした部内での対応についても、まだ報告があるわけじゃありませんので、一連の問題として、この議案については取り下げて、ちゃんと終わってから責任問題について明らかに提案してほしいと強く求めますが、いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／ただいま御指摘がありましたように、約200件の方については、現在まだ引き続き、こちらとしても対応を続けているところであります。

そういう中、2万8,000件のうち、私が先ほど、おおむね完了という話をしましたけれども、おおむね完了ということで、めどがついたという、この時点をもって、今回議案を出したということでございます。

この議案の取扱いについても含めて、議会の皆様に御審議いただければと考えております。

議長／まもなく正午となりますが、このまま会議を続けてまいります。

14番 宮本議員

宮本議員／先ほど発送したというのが、結局、顧問弁護士が返答をしない方には、こちらから送りつけるということを書いているから認めたことになるという、一方的な判断なわけなんですよね。

私から言えば、両方とも嫌な案件を出して思案しているときに、一方的に、いや、もう連絡しない人は認めたものとして送りますというのが解決になるのかなど。

向こうがその合意ですよ、送りますというのに判を押してあればいいけど、私から言えば送りつけ詐欺ですよ。

通販でもあるんですけども、別のものを送ってくるんですよ。

すると、もう送り返すのが面倒くさいから、受け取ってしまうと、なし崩しになるわけなんですよね。

だから、そういうこともあって、そこに私は大きな問題点があると思うとですね。

送れるのは送れたですね。

ただ、次の不履行をしたのは、不履行を決定したのは武雄市なんですよ、はっきり言って。

遅れた(?)のは業者ですけども。

だから、ちゃんとそこに向かうところがきちんと終了するまで、その責任というのがどこまでの責任を果たしているのか。

これは、100分の10というのは、遅延問題のところに関してのなんですかね、自分での責任の取り方なのか、そこがよく、はっきり分らんわけですよ。

だから、ずっと終わったらまた、いろんな、自分で対応を何回か考えてあるのかについてお聞きします。

議長／小松市長

小松市長／今回の議案については、ふるさと納税の返礼品が遅延したということ、そして御迷惑を大変おかけしたということに対しての議案でございます。

議長／ほかにございませんか。

12番 池田議員

池田議員／私も唐突に出されたこの議案については少しびっくりしながら、なぜ今なのかという思いでおりますけれども、今、説明を聞いてきた中に遅延についてということですよ。

実際、ふるさと納税委託業務に関する調査の件ということで、この後に報告が、特別委員会の報告があるんですよ。

実際、我々として、議会のほうにも、これからその調査結果の内容については説明をしていただくわけですが、報告があるわけなんですよ。

その前にこれが出てきて、責任が何なのかというのを言われても、順序が逆じゃないのかなと。

この報告を受けて精査をするのが、本当じゃないのかなと思いますけれども。

それと、先ほども、遅延についての責任を感じ、ここが(?)一番の責任を感じておられる部分なのかと、聞いていて思うんですけれども、今回の問題の責任というのは、本当に遅延についてだけの責任を感じておられるのか、じゃあ、もっと全体の問題として、プロポーザル含め、業者の選定とか、いろんなところを踏まえた検証の結果が出て初めて、責任が出てくると思うんですよ。

総括として、しっかりとここを出していただくというのが、私は、あってしかるべきじゃないかと思いますが、その責任について、明確にお願いいたします。

議長／小松市長

小松市長／先ほども申し上げましたけれども、この一連のふるさと納税において、返礼品の発送が遅れるということで、寄附者の皆様はじめ、たくさんの皆様に多大なる御迷惑をおかけしたということについての、今回、責任に関しての議案であります。

ただ、責任ということを言いますと、先ほども申しあげましたけれども、寄附者の皆様に、そこは引き続き、誠心誠意、対応をしていくということも含まれますし、また、まさに先ほどから出ております、再発の防止、ここについても、やはりしっかりと責任を持ってしていくと。

そういう意味でいうと、広い、責任という点では、今回のこの話に限るものではなくて、そこは広く、私としては、責任を持って対応をしていく必要があるというふうに考えております。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第138号議案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議あり」の声)

これは討論ではございませんので、発言は認められておりません。

本案は、異義がございますので、起立により採決を行います。

本案は、所管の常任委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成の諸君。

要するに、本案の所管の常任委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたしたいと思います。

それでよろしいですか。

ただいま総務常任委員会に付託をされました第 138 号議案については、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これに御異義ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 138 号議案は、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第 28. 第 139 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 139 号議案 教育委員会委員の任命についてに関しまして、御説明申し上げます。

教育委員会委員であります井手泰子氏の任期が来年 1 月 31 日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き井手氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和 4 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までお願いするものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

第 139 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

お諮りいたします。

第 139 号議案 教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 139 号議案、すなわち井手泰子氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 29. ふるさと納税委託業務に関する調査の件を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

杉原ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員長

杉原ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員長／それでは、ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会の報告をさせていただきます。

先ほど来より、市長の給与に関する特例、この(?)改正案も委員会付託となって、市長も最終的なあれではないと、責任ではないということで、一応、事業もかなり進んできているので、そういう責任の表明をしたいということを申されているんじゃないかならうかと思っております。ところでございますけれども、一応、特別委員会としては、今日が最終となるわけでござ

いますので、報告をさせていただきたいと思います。

本委員会は、令和3年9月定例会において、地方自治法第100条の規定による調査権を持った「ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会」として設置されたものであります。

令和3年10月1日から12月1日にかけて、7回の委員会を開催し、ふるさと納税委託業務に関し、違法性並びに不適正の事実の有無及び真相究明の検証を行ってまいりました。

本委員会における調査の経過と結果については、お手元に配付させていただいております調査報告書のとおりでございますので、御一読いただきたいと思います。

なお、委託業者であった大平商会の証言拒否に対する告発の件については、11月30日の開会日に議決をいただいているところであります。

調査の結果等、簡単に申し述べさせていただきたいと思います。

まず、プロポーザルの選考委員は、役所内の職員だけでなく外部の団体等からも選出すべきではなかったのか。

職員のみであったために、画一的な判断に偏ってしまい、見逃した点や将来を見据えた判断ができなかったのではないかとの疑念が残る。

地元には会社があるというだけで、業務実績のない新規参入の事業者の選定については、特に慎重を期すべきであった。

また、選定委員を選考する際の決裁区分については副市長決裁がなく、明らかに過失であり、これについては執行部も認められて、謝罪もあったものの、事務処理の過程において最終判断者の権威は重要なものであり、あってはならない重大なことである。

今までもこのようなことがあっていただのはと思わざるを得ないものでもある。

令和2年度の契約保証金は、年度の事業が完了していなければ、返金すべきではなかったと思う。

同時に、事業推進の遅れが出てきた時点で、業務管理やチェックを徹底して行い、年度事業完了時に返金すべきであった。

また、人事異動による職員の交替で十分な事務引継ぎができていたとは言えず、前年度の事業進捗からみれば令和3年度の契約保証金も徴収すべきだったと考えるが、免除規定を、なりたての課長が適用したことは、短時間でこういったことができるか、また、判断が甘かったのではないかと言わざるを得ない。

また、納入業者については市と直接の契約はないにしても、これだけの件数と金額になるものであるが、報告や請求内容だけでなく、業務の履行をきちんと把握しておくべきだったと言える。

損害賠償請求については、契約解除後の8月から既に4か月を経過しており、早急に行うべきであると強い意見が出ていたが、これについては、12月1日に請求され、12月28日を期限としているということであり、履行されることを望むものであります。

ふるさと納税の給付先は武雄市であって、返礼品事業者、委託業者任せのようにした市の姿勢が遅延の要因となったのではないかと思える。

事業進捗の把握、監督が十分できていなかったことを踏まえると、市としての責任は大きいと言わざるを得ない。

その他、いろいろな指摘や意見が出されています。

これも報告書を御覧いただきたいと思います。

以上のような指摘、意見が出されたことから、執行部にあっては、今後、プロポーザルによる業務委託等行う際は、事業のケースや必要に応じた委員の選定を行い、外部の意見も取り入れるようなシステム改善をしていただき、特に、業務委託であっても、委託事業者の進捗管理や進捗状況など、逐次チェックをして、事業推進に疑惑が生じないよう、慎重に業務遂行に当たっていただき、再発防止や、武雄市の信頼回復などを、改善\*\*\*調査報告書を取りまとめたところでございます。

これで、ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会の最終報告とさせていただきます。以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、お諮りいたします。

ふるさと納税委託業務に関する調査は、以上で終了し、ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会を廃止したいと思います。

これに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員起立でございます。

よって、ふるさと納税委託業務に関する調査は、以上で終了し、ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会は廃止することに決しました。

これをもって、ふるさと納税委託業務に関する調査を終了いたします。

日程第 30. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、審査中の請願第 2 号 常襲水害地解消に関する請願及び請願第 3



号 繰り返される水害を防止するために、早急な対策を求める意見書に関する請願については、今後引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／私は産業建設常任委員会で十分審議をして、請願第 2 号、第 3 号とも、議会の受付として。

議長／20 番、これは、言うとなれば、議事進行で言うのであれば。

20 番 江原議員

江原議員／ただいま、閉会中審査の申出について、異議ありということで、議事進行を議長に求めます。

産業建設常任委員会に付託された請願第 2 号、そして第 3 号とも継続審査ということの報告であります。

私は、第 1 号を（？）、9 月議会にも提出された導水管導入に関する請願書、これが十分審議されて、議会として報告されるものと思っていましたが、廃案です。

今回、12 月議会に提案された請願書、この 2 件とも閉会中審査を求めながら、閉会中審査されるのでしょうか。

さらに、産業建設常任委員会で、何分この問題で協議されたのか、議長、精査をお願いしたいと思います。

第 1 点。

第 2 点に、私は、9 月議会も、そして今 12 月議会も、請願書の 3 件とも、甚大な被災をおうた被災者の皆さんのこの切実なる願いを、議会としてちゃんと受け止める、これが今、問われてるんですよ。

それを継続審査、あるいは 9 月議会の請願は廃案ではありませんか。

議長、これ、閉会中審査、十分審議して、臨時議会を開いて、この請願者の趣旨に沿うよう、議長としての取り計らいを求めたいと思います。

産業建設常任委員の皆さん方の絶大なる審議と、議会としての姿を示すべきではないかと、議長に心からお願い申し上げます。

以上、2 点です。

議長／ただいまの江原議員の議事進行については、産業建設常任委員長を含め、\*\*\*皆様方もよく相談をして、そして、慎重審議をしていただくようお願いをしたいと思います。よろしいですか。

／臨時議会、開いてよ。

議長／異議がございますので、起立採決を取りたいと思います。

ただいまの件について、賛成の諸君の起立を求めます。

なして内容の分からんと(?)。

要は、閉会中の継続審査に付することについての賛否。

2号、3号って、説明があったろうもん。

そうしたら、先取っていいですか。

それでは、ただいまの審議の経過の中での、継続審査について賛否を取りたいと思います。

継続審査に賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

日程第31. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条(?)の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和3年12月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。